

- d. 命名が b の規定に合致しない場合、PVP 事務所は、当該名称を拒絶し、新たな命名を要求する権利がある；
- e. 申請される品種名称が他の品種のために利用されている場合、出願者は、当該品種名称を変更する義務がある；
- f. 申請された品種名称は、現行の法律の規定に従って、商標としても申請することができる。

第 2 節 植物品種保護を与えられることのできない植物の品種

第 3 条

植物品種保護を与えられることのできない植物の品種は、その利用が現行の法律の規定、公共の秩序、倫理、宗教の規範、健康及び環境の持続可能性に反する品種である。

第 3 節 植物品種保護の期間

第 4 条

(1) PVP の期間

- a. 一年性植物については 20 年。
- b. 多年生植物については 25 年。

(2) (1) にいう PVP の期間は、PVP 権付与日から計算されなければならない。

(3) PVP 事務所による完全な PVP の出願申請の受理の日から当該権利を与えられるまでは、出願者に仮保護が与えられる。

第 4 節 植物品種保護の対象

第 5 条

(1) PVP 権者は、育成者、又は事前に PVP 権者からさらに PVP 権を取得した個人若しくは法人又はその他の者である。

(2) ある品種が労働契約に基づいて育成された場合、別の者との間に育成者の権利を減ずる他の契約がない限り、その労働を提供した者が PVP 権を所有する。

(3) ある品種が注文によって育成された場合、別の者との間に育成者の権利を減ずる他の契約がない限り、その注文者が PVP 権者となる。

第 5 節 植物品種保護権者の権利及び義務

第 6 条

(1) PVP 権者は、繁殖のために利用される種子や収穫物のかたちで品種を利用するために、個人又は法人に対して利用し及び同意を与える権利を有する。

(2) (1) にいう規定は、次にも適用される：

- a. 保護されている又はすでに登録され名称を与えられている品種に本質的に由来する品種；
- b. 第2条(1) にいう保護された品種と明確に区別されない品種；
- c. 常に保護された品種を利用して生産される品種。

(3) (1) にいう品種を利用する権利は、次の活動に及ぶ。

- a. 種子を生産し又は繁殖する；
- b. 繁殖目的のために準備する；
- c. 宣伝する；
- d. 申し出する；
- e. 販売する又はその他の取引をする；
- f. 輸出する；
- g. 輸入する；
- h. b, c, d, e, f 及び g にいう必要のための保管。

(4) 保護される品種に由来する (1) にいう繁殖のために利用される収穫物の利用は、PVP 権者からの同意を得る必要がある。

(5) (2) にいう本質的に由来する品種の利用は、次の規定に基づいて、PVP 権者及び/又は品種所有者の承認または同意を得る必要がある。：

- a. 本質的に由来する品種は、PVP 権を取得した又は現行の法律の規定に基づいて命名され、以前には本質的に由来する品種ではなかった品種に由来する；
- b. 基本的に当該品種が元の品種の本質的な形質の表現を維持しているが、新しい特性において元の品種と明確に区別される；
- c. a 及び b にいう本質的に由来する品種は、自然突然変異又は誘発突然変異、染色体変異、植物個体選抜、戻し交雑、及び元の品種からの遺伝子組換えによって得られる。

(6) 本質的に由来する品種を育成するための元の品種は、政府によって名称が与えられ、登録されている必要がある。

(7) (5) 及び (6) にいう本質的に由来する品種の命名、登録及び品種の利用の規定とともに、それらを実施するための職務を与えられる機関は、政府によってさらに規定される。

第7条

(1) 公衆の所有物である在来品種は、国によって管轄される。

(2) (1) にいう国による管轄は、政府によって実施される。

(3) 政府は、(1) にいう在来品種を命名する義務がある。

(4) (1)、(2)、及び(3) 在来品種の命名、登録、及び利用の規定とともに、それらを実施するための職務を与えられる機関は、政府によってさらに規定される。

第8条

(1) 第5条(2) 及び(3) にいう品種を育成した育成者は、当該品種から得られる経済的利益に応じた補償を得るための権利を有する。

(2) (1) にいう補償は、次により支払われることができる。

- a. 一括払いで；
- b. 割合で；
- c. 一括払い及びプレゼントやボーナスの組み合わせの形で、又は
- d. 関係者のみによって決定される割合と賞金やボーナスの組合せの形で。

(3) (1) にいう規定は、PVP 権授与証書の中に氏名を記載された育成者の権利を取消すことはまったくしない。

第9条

(1) PVP 権者は次の義務がある。

- a. インドネシアで PVP の権利を実施する；
- b. PVP 年登録料を支払う；
- c. インドネシアでの PVP 権を取得した品種の種子を準備し、サンプルを提示する。

(2) (1) a にいう義務は、当該 PVP の実施がインドネシアで技術的及び/又は経済的に実施できない場合には免除される。

(3) (2) にいう免除は、PVP 権者が権威のある機関によって与えられた理由及び証拠を添えて書面で申請を提出した場合にのみ PVP 事務所によって承認されることができる。

第6節 植物品種保護権侵害とみなされない場合

第10条

(1) 次の場合、PVP 権の侵害とはみなされない。

- a. 商業目的ではない範囲において、保護された品種の収穫物の一部の利用；
- b. 研究、植物育種、及び新品種の育成の活動のための保護された品種の利用；
- c. PVP 権者の経済的権利に注意を払っての食品及び医薬品の供給政策の枠組みにおける保護された品種の政府による利用。

(2) (1) の項目(c) にいう保護された品種の政府による利用に関する規定は、政府の規則によってさらに規定される。

第 III 章 植物品種保護権の出願

第 1 節 総則

第 11 条

(1) PVP 権の出願は、大臣によって決定された金額の料金を支払い PVP 事務所へインドネシア語の書面で申請される。

(2) PVP 権出願書は、次のものを記載しなければならない。

- a. 出願の年月日；
- b. 出願者の完全な氏名及び住所；
- c. 育成者の氏名、完全な住所及び国籍並びに指定された相続人の氏名；
- d. 品種の名称；
- e. 来歴、形態学的特徴及びその他の重要な形質を記載した品種の説明書；
- f. 特性を明らかにするために必要とされる説明書の中で述べられた図面及び/又は写真。

(3) PVP 権出願は、次によって申請される：

- a. 出願者から委任された個人又は法人は、権利を有する受任者の氏名及び完全な住所を記載した委任状を添付しなければならない；
- b. 相続人は、相続の証拠書類を添付しなければならない。

(4) 遺伝子組換え品種の場合には、説明書は関係する品種の分子遺伝学的説明及び提案された形質の遺伝的安定性についての詳細、親の再生産システム、野生近縁種の存在、環境と人間の健康に悪影響を及ぼすおそれのある化合物の含有、異常が生じた際の消滅方法も含め、権威のある機関からの環境や人間の健康への安全性の宣誓書が添付されなければならない。

(5) PVP 権出願に関する規定は、政府によってさらに規定される。

第 12 条

(1) それぞれの PVP 権出願者は、1 つの品種についてだけ申請されることができる。

(2) PVP 権出願は、次の者により申請されることができる。

- a. 育成者；
- b. 育成者を雇用する又は育成者から品種を受託する個人又は法人；
- c. 相続人；
- d. PVP コンサルタント。

(3) インドネシアの領土に居住又は定住していない (2) a、b 又は c にいう出願者によって申請される PVP 権の出願は、PVP コンサルタントを通じなければならない。